



今月のリスク業種

同族経営・共同経営の全業種

現金収入・役員貸付金・記録のない立替え

危険度

高

3秒チェック

1つでも当てはまる社長は、この事例を読んでください

- ☐ 会社の経費の立替えや精算を、記録に残さず済ませることがある
- ☐ 決算書に「役員貸付金」「役員借入金」が何年も残ったままになっている
- ☐ 現金の売上・賃料収入を、帳簿に載せる前に手元で使ったことがある

3つが揃う会社は、本件と同じ構造で「不正の行為」を疑われ得ます

CASE OF THE MONTH

会社の通帳と自分の財布、混ざった行き着く先は、解任 ——そして会社解散でした

会社と個人の現金を区別しない会計処理は、「不正の行為」と認定されます

事件のあらまし

出資50:50・取締役2名の親族で営む不動産賃貸の会社。取締役の一人が、賃料を現金で集金しながら帳簿に載せず、生活費等として私的に費消していた。裁判所はこの公私混同の会計処理を「不正の行為」と認定して取締役の解任を認め、さらに両者の信頼関係の破綻で何も決められなくなった会社そのものの解散まで認容した。

出典: 大阪地裁 平成5年12月24日判決(判例時報1499号127頁)※控訴後に和解

裁判所が見たもの

裁判所が問題にしたのは、「区別のなさ」でした

- × 帳簿に載らない現金収入
賃料を現金で受け取りながら売上に計上せず、私的に費消。記録同士の食い違いから、ほかの期間の売上除外まで推定が及んだ。
- × 弁解は正当化されない
「正規の報酬を受け取っていなかった分だ」との弁解は排斥。自分の財産と会社の財産を混同することは正当化できないと断じられた。
- × 解任、そして解散へ
不正の行為として解任を認めたうえ、信頼破綻で何も決められない会社には「業務執行上の著しい難局」があるとして解散まで命じた。

経営者がハマる「3つの落とし穴」

- 01 「自分の会社の金」が「不正の行為」になる
オーナー経営者ほど、会社の財布と自分の財布の境界は曖昧になる。本人には立替えや精算のつもりでも、記録がなければ、裁判所には私的な費消としか映らない。
- 02 帳簿に載らない現金が、いちばん重く疑われる
現金収入をあともまとめて計上するような処理は、それ自体が不自然とされる。記録の食い違いが一つ見つければ、「ほかにもあったはずだ」と推定はどこまでも広がっていく。
- 03 対立した瞬間、過去の経理が全部掘り返される
仲が良いうちは、誰も帳簿を疑わない。関係が壊れた瞬間、何年も前の入出金までさかのぼって追及され、役員解任・会社解散を求める裁判の武器になる。

今月の先手の一手

「疑われない財布」へ、まずこの3つを点検

現金収入や役員貸付金のある会社は、対立が起きてからでは間に合いません

STEP 01

会社と役員の間のお金の流れをリスト化する

STEP 02

帳簿に載らない現金収入・精算していない立替えを洗い出す

STEP 03

役員経費の精算と現金管理のルールを仕組み化する



顧問弁護士が事前に点検するポイント

- 役員貸付金・役員借入金の整理と解消計画
- 現金収入の計上フローと帳簿の点検
- 役員経費の精算ルールの明文化
- 共同経営の出口条項(株主間契約等)の整備



30分・無料・オンライン可

30分の法務健診で 御社のお金の流れを点検します

中澤 剛 弁護士 淡青税務法律事務所

通帳と財布、うちも混ざっているかも——と思った社長へ。お気軽にご相談ください。